

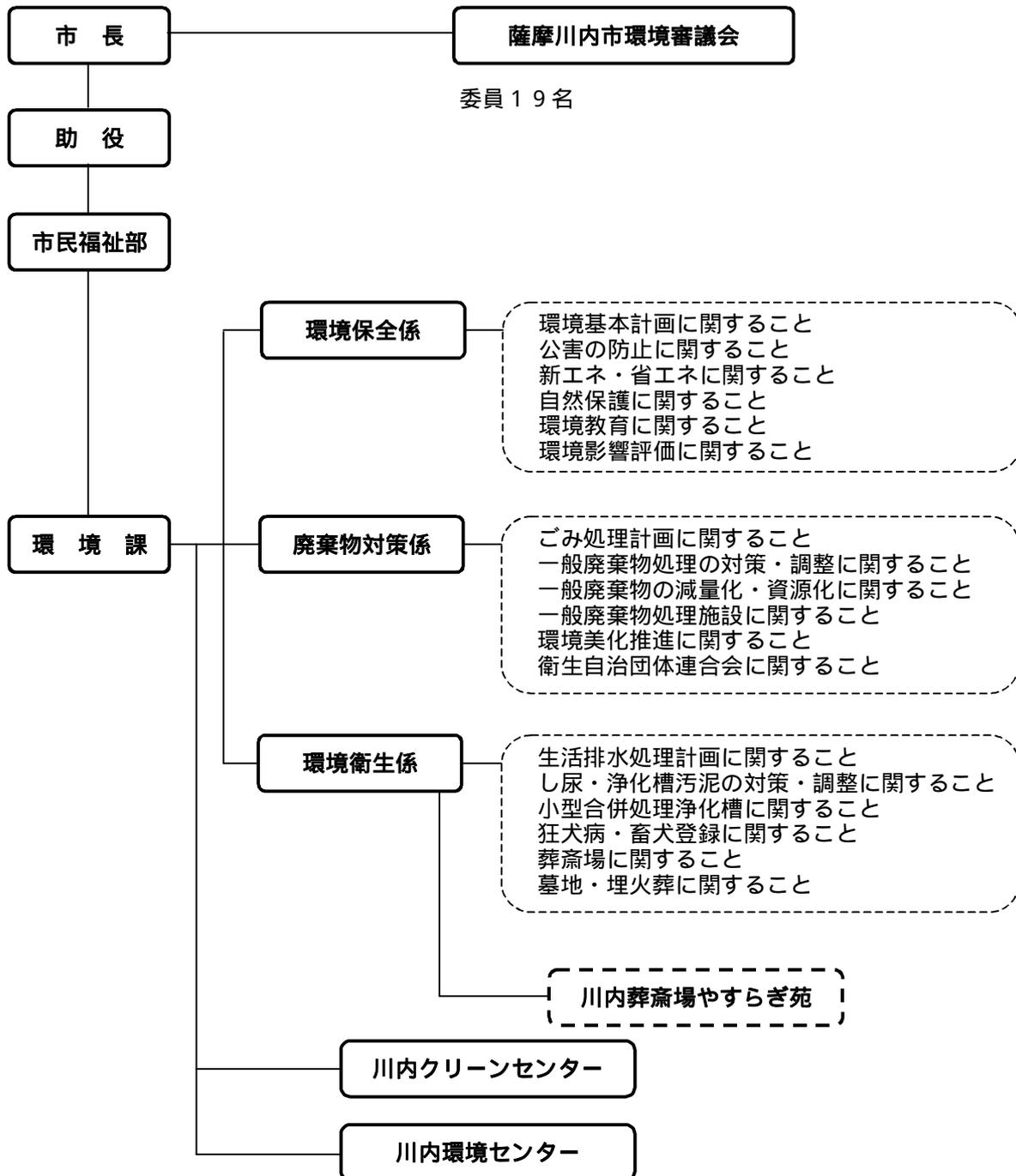
第2章 環境行政の概要

第1節 環境行政機構

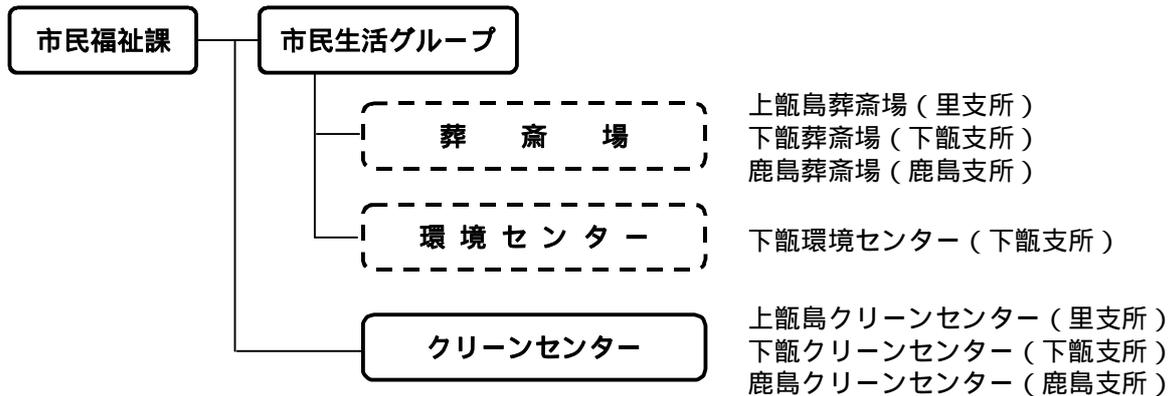
1 行政組織

図表2-1 環境行政組織

〔本庁〕



支 所



2 環境審議会

薩摩川内市環境基本条例第 12 条の規定により、環境保全に関する基本的事項を調査審議するため薩摩川内市環境審議会を設置しました。

審議会は、25 名以内の委員で構成組織することになっており、学識経験者 10 名、公共的団体代表者 9 名、計 19 名で組織されています。

図表 2 - 2 薩摩川内市環境審議会委員

任期：平成 17 年 2 月 22 日～平成 18 年 12 月 31 日

選出区分	選 出 団 体	役 職	氏 名	備 考
学識経験者 (10名)	鹿児島大学 工学部	教授	染川 賢一	会長
	理学部	教授	富安 卓滋	
	鹿児島純心女子大学	看護栄養学部教授	瀬戸口 賀子	
	川内職業能力開発短期大学校	校長	長澤 庸二	
	川内川河川事務所	技術副所長	榎田 範男	
	川内市医師会	副会長(市民病院長)	丸古 臣苗	
	鹿児島県環境放射線監視センター	所長	出雲 信明	
	川薩保健所	次長兼衛生課長	濱田 洋	
	蘭牟田池のベッコウトンボを保護する会	世話人	山元 正孝	
	環境美化推進員	委員	萩木場 定	
公共的団体 (9名)	薩摩川内市衛生自治団体連合会	会長	春田 和満	副会長
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	会員	金藤 希代榮	
	川内商工会議所	議員	浜野 弘恵	
	さつま川内農業協同組合	女性部長	宮元 泰子	
	薩摩西部森林組合	代表理事組合長	大山 賢太郎	
	川内市漁業協同組合	代表理事組合長	近藤 勲	
	甌島漁業協同組合	理事副組合長	中能 重行	
	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	村尾 武久	
	薩摩川内市校長会	南瀬小学校校長	土橋 國浩	

■ 第 2 節 環境保全に関する施策

環境保全に関する条例

(1) 薩摩川内市環境基本条例

本市の環境保全施策を総合的・計画的に推進するため、環境保全対策の基本理念、事業所・市・市民の責務を明確にするとともに、環境基本計画の策定、環境審議会の設置等を規定しました。(H16.10.12 条例第 171 号)

(2) 旧川内市公害防止条例

公害の発生を未然に防止することを基本理念として事業所、市、市民の果すべき責務を明確にし、公害対策を積極的に推進することによって、市民の健康を保護し、生活環境を守ることを目的に旧川内市で制定しました。本条例は、全市域を対象とした新条例を制定するまでの間、暫定的に施行しており、川内地域のみが対象となっています。(S49.4.1 条例第 20 号)

(3) 薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例

廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持を維持するために、市、事業者及び市民の責務を明確にする。そこで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、廃棄物の発生を抑制し、かつ資源を有効に利用する社会の実現を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 163 号)

(4) 薩摩川内市環境美化推進条例

市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等、ごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、市の美しい自然及び良好な生活環境を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 175 号)

2 薩摩川内市環境基本計画

薩摩川内市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、現在、策定作業を進めています。

3 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価法

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼす事業について、その実施前に、事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

環境影響評価法は、このうち、規模が大きく、かつ、国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続等を定めるものであり、平成9年6月に制定され、平成11年6月から全面施行されています。

図表 2 -3 環境影響評価法対象事業

	第一種事業	第二種事業
1 道路		
高速自動車国道	すべて	-
首都高速道路等	すべて(4車線以上)	-
一般国道	4車線 10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
大規模林道	2車線 20km 以上	15km 以上 20km 未満
2 河川		
ダム	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	変更面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
放水路	変更面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	-
普通鉄道（地下化、高架化を含む）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
軌道（普通鉄道相当）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
4 飛行場	滑走路長 2,500m以上	1,875m 以上 2,500m 未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25kW 万以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25kW 万以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	7,500kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	-
6 廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7 公有水面の埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下
8 土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
9 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
10 工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
11 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
12 流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
13 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる）		
環境事業団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
都市基盤整備公団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
地域振興整備公団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
港湾計画（港湾アセスの対象）	埋立・掘込み面積 300ha 以上	

(2) 鹿児島県環境影響評価条例

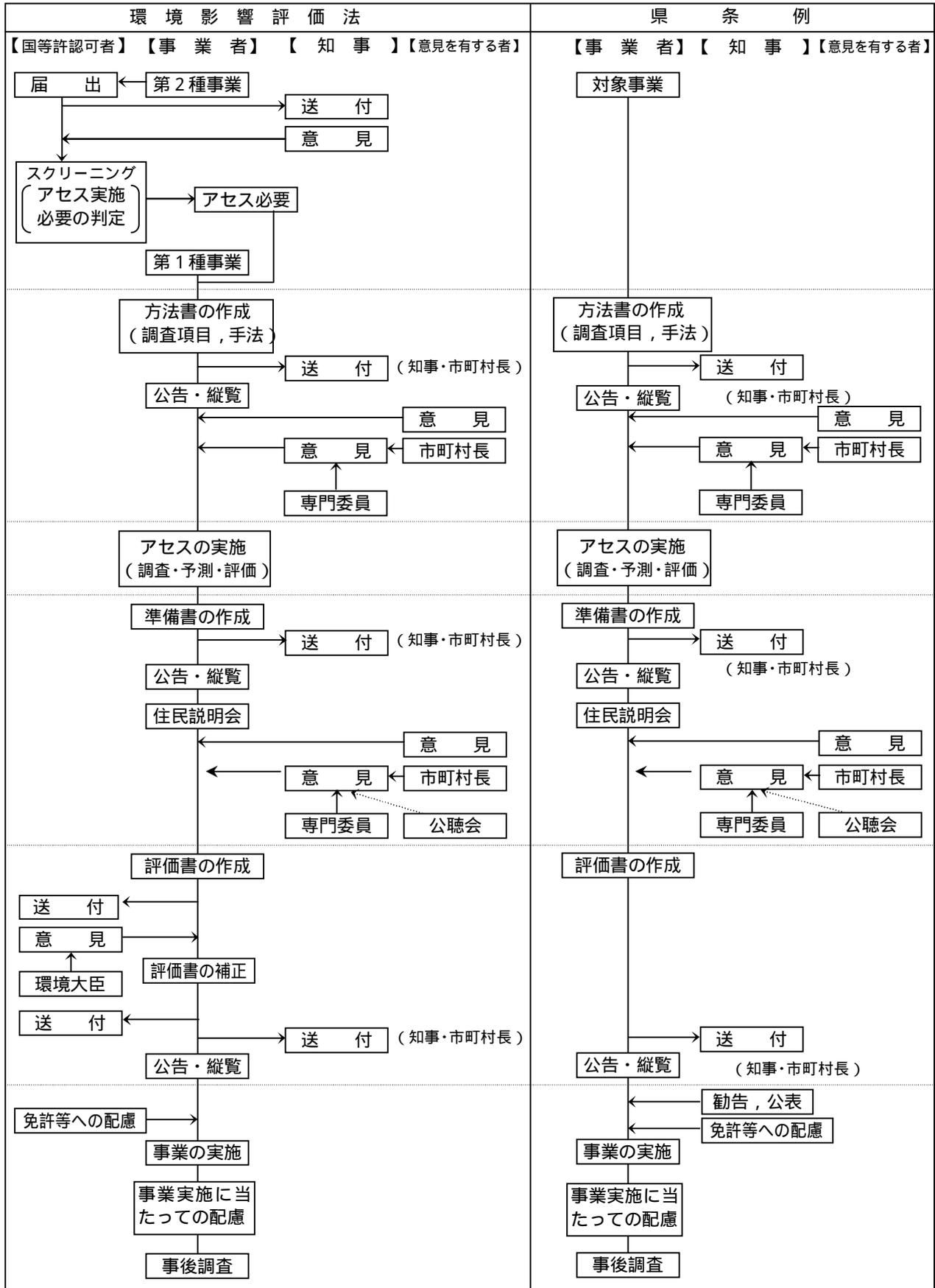
鹿児島県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、従来、「鹿児島県環境影響評価要綱」を制定していましたが、平成12年3月「鹿児島県環境影響評価条例」を制定（平成12年10月1日施行）し、県民の健康で文化的な生活の確保に尽力しています。

図表 2 -4 鹿児島県環境影響評価条例対象事業

種 類		一般地域規模	特定地域規模	備 考	
法に掲げる事業のうち条例対象とする事業	道路	一般国道，県道，市町村道，農道	4車線 6km以上	4車線 4km以上	法及び要綱に，県道，市町村道，農道，林道を追加
		林道	幅員6.5m 10km以上	幅員6.5m 7km以上	
	ダム，堰，湖沼水位調節施設，放水路	40ha以上	30ha以上	ダム：総貯水容量時の面積 堰：非洪水時最高水位面積 湖沼水位調節：露出水底の最大水平投影面積	
	普通鉄道及び新設軌道	5km以上	3km以上	新幹線，スーパー特急は全て法 新設軌道：道路以外に敷設される軌道（地下鉄等）	
	飛行場	1,250m以上 （かつ延長が250m以上）	900m以上 （かつ延長が180m以上）	自衛隊飛行場，離島飛行場も対象	
	水力発電所	1.5万kw以上	1.1万kw以上	原子力発電所は全て法	
	火力発電所	7万kw以上	5.5万kw以上		
	地熱発電所	0.5万kw以上	0.35万kw以上		
	廃棄物最終処分場	10ha以上	8ha以上	一般廃棄物最終処分場，産業廃棄物最終処分場が対象	
	公有水面の埋立及び干拓	20ha以上	16ha以上		
	土地区画整理事業	40ha以上	30ha以上		
	新住宅市街地開発事業	40ha以上	30ha以上	新住宅市街地開発法に基づく事業（千里ニュータウン等）	
	流通業務団地造成事業	40ha以上	30ha以上		
港湾計画	120ha以上	90ha以上			
県要綱から引き継ぐ事業	住宅用地の造成	40ha以上	30ha以上		
	工業団地の造成	40ha以上	30ha以上		
	農用地の造成又は改良	造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上	要綱では，奄美地域に限定していたが，条例では県全域に拡大	
	ゴルフ場の建設	すべて	すべて		
	養豚場の建設	豚房 7,500㎡以上	豚房 5,500㎡以上		
	その他の土地改変	40ha以上	30ha以上		
	工場等の建設	総排出ガス量 20万Nm ³ /時以上 又は総排出水量 5,000m ³ /日以上	総排出ガス量 15万Nm ³ /時以上 又は総排出水量 3,750m ³ /日以上		

「養豚場の建設」の規模は平成15年9月1日より改正

図表 2-5 環境影響評価制度の流れ



4 環境保全のための協定

環境保全協定又は公害防止協定は、企業と地方公共団体あるいは住民団体とが、公害防止をはじめとした周辺環境の保全を目的として相互合意により締結するものであり、公害規制等の法令を補完し、地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい環境保全対策を適切に行うことができるほか、企業にとっても立地に際し協定を締結し地域住民の理解を得ることが、円滑な企業活動を進める上で有効な手段となっています。

図表 2 -6 環境保全のための協定

締結日	協定の種類	事業場名	所在地	主要製品名	備考
S46.10.12	公害防止協定	鹿児島くみあい チキンフーズ	勝目町 3888	ブロイラー	S51. 7. 2 全部改定 H 2. 3.15 全部改定
S46.12.27	"	九州電力(株) 川内発電所	港町 6110 -1	電力	S56. 7.22 全部改定 H16.10. 6 一部改定
S48. 7.16	"	京セラ(株) 鹿児島川内工場	高城町 1810	電気機械器具	H 2. 7.24 全部改定
S48.12.19	"	(有)アステック (旧樋脇精工)	樋脇町市比野 5548	金型パーツ, 治工具	
S50. 6. 3	"	中越パルプ工業(株) 川内工場	宮内町 1 -26	紙・パルプ	H13. 9.20 全部改定 H14.11.20 一部改定
S52. 7.26	"	(株)ヤマカ	大小路町 3501	水産食料品製造	H13. 9.20 全部改定
S52.12.27	"	川内環境センター	五代町 7632	し尿処理	
S57. 6.12	安全協定	九州電力(株) 川内原子力発電所	久見崎町 1455 -5	電力	H 2.10.16 一部改正 H10. 3.30 一部改正 H11. 3.30 一部改正 H13. 7.25 一部改正 H14.11.29 一部改正
H 3. 4.12	環境保全協定	城山観光(株) 入来城山カントリー クラブ	入来町浦之名 4890 -11		
H 4. 1.13	"	九州電力(株) 甑島第一発電所	上甑町中甑 217	電力	
H11. 7. 8	環境保全協定	中越パルプ工業(株) 産業廃棄物最終処分場	青山町 字堀切地内	脱水汚泥焼却灰	
H15. 3. 5	環境保全協定	川内酒造協同組合 焼酎粕飼料化工場	陽成町 1496 -15	飼料原料	

九州電力(株)川内発電所、川内原子力発電所の協定は、県との3者協定

5 環境保全資金

(1) 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

対象者	県環境保全施設整備資金の融資を受けた者。 国の制度資金のうち国民金融公庫，中小企業金融公庫，環境事業団の公害防止資金の融資を受けた者。 約定返済元金を返済している中小企業又は個人に限る。		
申請	事業者 申請書	県環境政策課 県工業振興課	非製造業 製造業
備考	年利 3.5% を超える部分の利子が補助対象となる。		

平成 18 年 12 月現在

(2) 国の融資制度

窓口	制度名	限度額	年利
国民生活金融公庫	環境・エネルギー対策貸付	設備資金 7,200 万円	1.45 ~ 2.85%
中小企業金融公庫	"	設備資金 72,000 万円	0.60 ~ 1.35%
日本政策投資銀行	環境対策促進融資	事業費の 50% 以下	1.85 ~ 2.00%

平成 18 年 12 月現在

(3) 鹿児島県の融資制度

窓口	制度名	限度額	年利
県中小企業課	中小企業振興資金	7,000 万円	1.9 ~ 3.0%
(財)かごしま産業支援センター	小規模企業者等設備資金	50 ~ 4,000 万円 (経費の 50% 以内)	無利子

平成 18 年 12 月現在